

## 札幌市及び川西市の参考条例・規則・要綱・要領等

**札幌市**

○札幌市ホームページより収集した資料

- ・札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例施行規則

○札幌市からの提供による資料

- ・札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の運営について
- ・札幌市子どもの権利救済委員等の勤務日並びに救済委員に対する相談及び救済の申立ての受付日時に関する要綱
- ・札幌市子どもの権利相談員取扱要綱
- ・「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成 22 年度取組状況報告書
- ・札幌市「子どもの権利」に関する指導について（教職員向け研修資料）

**川西市**

○川西市ホームページより収集した資料

- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン条例
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則

○以下の資料については、公開の許可を得ていないため、非公開とする

- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の推進等に関する規則
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン候補者名簿作成に関する要綱
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン制度個人情報保護要綱
- ・相談および申立て等に対する受付事務処理要綱
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員活動要領
- ・調査相談専門員の任用等に関する要綱

## ○札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例施行規則

平成21年3月23日  
規則第10号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 札幌市子どもの権利救済委員(第4条—第16条)
- 第3章 札幌市子どもの権利委員会(第17条—第22条)
- 第4章 雑則(第23条)

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(平成20年条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(18歳未満の者と等しく権利を認めることが相当である者)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者であつて、18歳未満の者が通学し、通所し、又は入所する育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所するものとする。

## 第2章 札幌市子どもの権利救済委員

## (代表救済委員)

第4条 条例第35条第2項に規定する代表救済委員は、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

## (救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の一般方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

2 前項に規定するもののほか、救済委員会議の運営に関し必要な事項は、代表救済委員が救済委員会議に諮って定める。

## (兼職の禁止)

第6条 条例第35条第6項の市長が別に定める者は、政党その他の政治団体の役員及び主として本市に請負をする法人その他の団体の役員とする。

## (救済の申立て)

第7条 条例第36条第2項の書面は、救済申立書(様式1)とする。

2 条例第36条第2項の規定に基づき、口頭により救済の申立てがあつたときは、救済委員は、救済申立記録書を作成して受け付けるものとする。

## (調査の実施等に係る通知)

第8条 救済委員は、条例第37条第4項の規定により関係する市の機関に対して調査を実施するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 救済委員は、条例第37条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ当該各号に掲げるものに対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

## (1) 救済の申立てに係るもの

ア 救済の申立てを行った者(以下「申立人」という。)

イ 前項の規定により通知した市の機関があるときは、当該市の機関

ウ 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者

## (2) 救済委員の発意に基づくもの

ア 前項の規定により通知した市の機関があるときは、当該市の機関

イ 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者

3 救済委員は、条例第37条第1項の規定による調査の結果について、次の各号に掲げる調査の区分に応じ当該各号に掲げるものに対し、速やかに通知しなければならない。

## (1) 救済の申立てに係るもの

ア 申立人

イ 第1項の規定により通知した市の機関があるときは、当該市の機関

ウ 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者

## (2) 救済委員の発意に基づくもの

ア 第1項の規定により通知した市の機関があるときは、当該市の機関

イ 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者

## (身分証明書の携帯等)

第9条 救済委員、調査員及び相談員は、条例第37条の規定に基づき調査又は調整を行うときは、その身分を示す証明書(様式2)を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

## (調査を行わない旨の通知)

第10条 救済委員は、条例第38条の規定により調査を行わないときは、申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

## (勧告等に係る通知)

第11条 救済委員は、条例第39条第1項の規定により勧告をし、若しくは同条第2項の規定により意見表明をし、

又は条例第40条の規定により是正等の要請をしたときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ当該各号に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(1) 救済の申立てに係るもの

ア 申立人

イ 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者

(2) 救済委員の発意に基づくもの 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者  
(措置の状況の報告に係る通知)

第12条 救済委員は、条例第41条第2項の規定による報告があったときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ当該各号に掲げる者に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(1) 救済の申立てに係るもの

ア 申立人

イ 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者

(2) 救済委員の発意に基づくもの 条例第37条第2項の同意を得た者があるときは、当該同意を得た者  
(勧告等の公表方法)

第13条 条例第41条第3項の規定による勧告、意見表明又は報告の公表は、札幌市公告式条例(昭和25年条例第34号)に規定する公告その他の救済委員が適当と認める方法により行うものとする。

(活動状況の報告等)

第14条 条例第42条の規定による活動状況の報告及び公表は、年度ごとの相談の件数、救済の申立ての件数、調査の件数、勧告、意見表明及び是正等又は改善の措置の状況に係る報告の要旨その他救済委員が必要と認める事項について行うものとする。

(庶務)

第15条 救済委員の庶務は、子ども未来局において行う。

(組織及び運営に係る事項の委任)

第16条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 第3章 札幌市子どもの権利委員会

(委員長及び副委員長)

第17条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 権利委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、権利委員会の会議の議長となる。

3 権利委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(権利委員会への協力)

第19条 権利委員会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、権利委員会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第20条 権利委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、権利委員会の委員のうちから委員長がこれを指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「権利委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第21条 権利委員会の庶務は、子ども未来局において行う。

(運営に係る事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、子ども未来局長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式1

救済申立書

年 月 日

(あて先)札幌市子どもの権利救済委員

ふりがな

氏名

住所

電話番号

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第36条第1項の規定により、次のとおり救済の申立てをします。

権利の侵害を受けたと思われる者	<input type="checkbox"/> 申立人 年齢( ) <input type="checkbox"/> 申立人以外	
	申立人以外の場合は、権利の侵害を受けたと思われる者について、下記を記入してください。  ふりがな  氏名  住所  電話番号  年齢  申立人との関係	
申立ての原因となった事実の概要		
申立ての原因となった事実のあった日		
他の制度又は機関への手続の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( )  <input type="checkbox"/> 無	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式2(その1)

(表)

第 号	
<p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>氏名</p> <p>生年月日            年    月    日</p>	<p style="text-align: center;">写真</p> <p style="text-align: center;">札幌市印</p>
<p>上記の者は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第33条第1項の規定に基づく札幌市子どもの権利救済委員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">札幌市長 印</p>	

(裏)

<p style="text-align: center;">札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(抜粋)</p> <p>(救済委員の設置及び職務)</p> <p>第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。</p> <p>2 救済委員の職務は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。</p> <p>(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。</p> <p>(3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。</p> <p>(4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。</p>
--

様式2(その2)

(表)

第 号	

<p>身分証明書</p> <p>氏名</p> <p>生年月日            年    月    日</p>	<p>写真</p>
<p>札幌市印</p>	
<p>上記の者は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第43条第1項の規定に基づく調査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">札幌市長 印</p>	

(裏)

<p>札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(抜粋)</p>
<p>(救済委員の設置及び職務)</p> <p>第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。</p>
<p>(調査員及び相談員)</p> <p>第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員(以下「調査員等」といいます。)を置きます。</p>

様式2(その3)

(表)

<p>第    号</p>	
<p>身分証明書</p> <p>氏名</p>	<p>写真</p>

生年月日	年	月	日	札幌市印	
上記の者は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例第43条第1項の規定に基づく相談員であることを証明する。					
年				月	日
				札幌市長	印

(裏)

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(抜粋)
(救済委員の設置及び職務)
第33条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。
(調査員及び相談員)
第43条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員(以下「調査員等」といいます。)を置きます。



○川西市子ども的人権オンブズパーソン条例

平成10年12月22日

条例第24号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 オンブズパーソンの設置等(第4条—第9条)

第3章 救済の申立て及び処理等(第10条—第18条)

第4章 補則(第19条—第22条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子ども的人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

- 第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

- 第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。
- 2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。
- 3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

## 第2章 オンブズパーソンの設置等

## (オンブズパーソンの設置)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

## (オンブズパーソンの組織等)

第5条 オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。

2 オンブズパーソンのうち1人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4 オンブズパーソンの任期は、2年とする。

5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して6年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

## (オンブズパーソンの職務)

第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

(1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。

(2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

## (オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## (市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

## (兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

### 第3章 救済の申立て及び処理等

#### (救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

#### (調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる。

#### (調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

- 2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

- 第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。
- 2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を申立人に通知しなければならない。
  - 3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を申立人に通知しなければならない。
  - 4 前3項に規定する通知は、申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

- 第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。
  - 3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

- 第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入書を提出することができる。
- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入書を提出することができる。
  - 3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

- 第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。
- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

- 第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の

機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。
- 3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を公表することができるものとする。

- 2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を公表することができるものとする。
- 3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

#### 第4章 補則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行)

○川西市子どもの人権オンブズパーソン条例施行規則

平成11年3月23日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(平成10年川西市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(子どもの定義)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳で、18歳未満の者が在学する学校に在学しているものをいう。

(オンブズパーソンの定数)

第4条 条例第5条第1項に規定する川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)は、当分の間、3人とする。

(代表オンブズパーソン等)

第5条 条例第5条第2項に規定する代表オンブズパーソンは、おおむね次に掲げる事項を処理する。

- (1) 次項に定めるオンブズパーソン会議の招集及び議事運営
  - (2) 前号に掲げるもののほか、オンブズパーソンに関する庶務
- 2 代表オンブズパーソンは、次に掲げる事項を処理するため、オンブズパーソン会議を招集することができる。
- (1) オンブズパーソンの職務の円滑な遂行を図るために必要な役割分担に関する事項
  - (2) 次項及び第4項、第13条第3号、第20条並びに第22条第1項第5号及び第3項で定める事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める事項
- 3 前項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議について必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソンに諮って定める。
- 4 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、あらかじめオンブズパーソンの互選により定めるオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソンの資格要件及び委嘱)

第6条 次に掲げる者は、条例第5条第3項に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する者とする。

- (1) 市内の学校の教職員その他の本市の子どもを直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者

(2) 前号の職業等を退いてから5年を経過していない者

- 2 条例第5条第3項に規定するオンブズパーソンの委嘱は、オンブズパーソン候補者名簿作成委員会を市長のもとに設け、この審議の結果により作成した候補者名簿等を参考に市長が行うものとする。
- 3 前項のオンブズパーソン候補者名簿作成委員会は、本市の子どもの福祉、教育等に関する施策を所掌する市の機関の担当者等により構成し、子どもの人権問題について識見を有する法曹界、学会、NPO等の関係者に協力を求め、その意見を聴取して候補者名簿を作成するものとする。

(特別な利害関係にある企業等)

第7条 条例第9条第2項の本市に対し請負をする企業は、営利目的の経済活動を営む企業で本市の事業を請け負うもの及び本市が出資又は経費負担する事業を請け負うものをいい、同項のその他これに準ずる団体は、本市と事業上の取引関係を持つ国又は県の公社、公団等及び本市が出資している一般社団法人等をいう。

(相談及び申立てに係る受付等)

第8条 条例第10条第1項に規定する相談に係る受付等は、オンブズパーソンが特に必要と認める場合を除き、条例第19条第2項の調査相談専門員が担当するものとする。

- 2 前項の規定により条例第19条第2項の調査相談専門員が担当する相談の受付等のうち、第21条第2項の専門委員である者が担当するものは、子どもの人権問題に関し専門の学識経験を必要とするとオンブズパーソンが認めるものに限るものとする。
- 3 第1項の規定は、条例第10条第2項に規定する擁護及び救済の申立てに係る受付等について準用する。この場合において、第1項中「調査相談専門員」とあるのは、「調査相談専門員(第21条第2項の専門委員である者を除く。)」と読み替えるものとする。
- 4 条例第19条第1項の事務局の職員は、前3項の場合において、オンブズパーソンの指揮監督を受け、オンブズパーソン及び調査相談専門員を補佐する。

(擁護及び救済の申立て)

第9条 条例第10条第2項に規定する擁護及び救済の申立ては、次に掲げる事項を申し立てることにより行うものとする。

(1) 申立人の氏名、年齢又は学年並びに住所及び学校若しくは勤務地

(2) 申立ての理由となった事実及びその発生時期その他の擁護及び救済を必要とする事実に係る事項

- 2 条例第10条第3項に規定する口頭による申立ては、前項に規定する事項に関する申立人の口述を原則として録音し、これに基づく口頭申立記録書(様式第1号の1)をオンブズパーソン又は調査相談専門員(第21条第2項の専門委員である者を除く。)が作成して受け付けるものとする。
- 3 条例第10条第3項に規定する文書による申立ては、子どもの人権の擁護及び救済を求める申立書(様式第1号の2)により行うものとする。ただし、第1項に規定する事項を適正に記載した文書をもって当該申立書に代えることができる。
- 4 条例第10条第4項に規定する代理人は、次に掲げる者をいい、条例第10条第2項の申立ての際に、子どもの人権の擁護及び救済を求める申立ての代理人届(様式第2号)を提出するものとする。

(1) 親権者等法定代理人

(2) 任意の代理人

## (調査の実施)

第10条 条例第11条第1項から第3項までに規定する調査の実施は、オンブズパーソン又はその命を受けた調査相談専門員が行う。

2 第8条第2項及び第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

## (独自入手情報等)

第11条 条例第11条第3項に規定するオンブズパーソンが独自に入手した情報等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 条例第10条第1項に規定する相談を受ける中で入手した情報
- (2) 条例第10条第2項に規定する申立てのうち、匿名で扱うことが必要と認める案件
- (3) 前2号に掲げるもののほか、報道、通報等から入手した情報その他の独自に入手した情報

## (重大な虚偽等)

第12条 条例第11条第4項第1号に規定する重大な虚偽は、申し立てられた事項の中に意図的な虚偽若しくは事実の歪曲等があること、又は事実関係に恣意的な解釈、判断等が著しく含まれていることをいう。ただし、子どもが申立人である場合は、子どもの年齢や発達段階等に応じて特に慎重に判断するものとする。

2 条例第11条第4項第4号に規定する調査の実施が相当でないことは、次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 現に裁判等で請求している事項又は既に判決等で確定した権利関係に係る事項(当該事項から派生的に惹起する子どもの人権案件は除く。)
- (2) 明らかにオンブズパーソンの調査が不可能と判断される場合又はオンブズパーソンの権能を超える事項であると判断される場合

## (調査の中止又は打ち切り)

第13条 条例第11条第5項に規定する調査の必要がないと認める場合は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 調査を実施する中で、当該調査に係る子どもの人権案件が前条第2項各号のいずれかに該当すると判断された場合
- (2) 調査を実施する中で、当該調査に係る子どもの人権案件が条例第6条各号のいずれにも該当しないと明らかに判断された場合
- (3) オンブズパーソン会議において、全会一致で調査の継続が相当でないとされた場合

## (身分証明証の提示)

第14条 条例第12条第1項及び第2項に規定する方法により調査を実施するときは、オンブズパーソン又は調査相談専門員は、その身分を示す証明書(様式第3号)を携帯し、関係人等に提示するものとする。

## (申立人への通知)

第15条 条例第13条第1項から第3項までに規定する申立人への通知は、申立人への通知書(様式第4号)により行うものと



する。ただし、申立人がその他の通知方法を希望するときは、同条第4項の規定により、申立人にとって最も適切な方法をオンブズパーソンが判断し、これにより行うものとする。

(市の機関への通知)

第16条 条例第14条第1項から第3項までに規定する市の機関への通知は、市の機関への通知書(様式第5号)その他オンブズパーソンが必要と認める方法により行うものとする。

2 オンブズパーソンは、前項の通知を行ったときは、当該市の機関に対して必要な説明又は協議に努め、条例第7条第2項に規定する市の機関との連携等を図るものとする。

(勧告、意見表明等の方法等)

第17条 条例第15条第1項に規定する勧告等及び同条第2項に規定する意見表明等は、オンブズパーソンが必要かつ適切と判断する方法等により、関係する市の機関に行うものとする。

(是正等の要望及び結果通知の方法等)

第18条 条例第16条第1項に規定する是正等の要望及び同条第2項に規定する調査結果を文書で通知する場合は、オンブズパーソンが必要と認める内容及び様式で要望書又は通知書を作成し、適切と判断する方法により行うものとする。

(是正等の措置等についての報告)

第19条 条例第17条第1項に規定する報告を求めるときは、是正等の措置等についての報告を求める通知書(様式第6号の1)による通知その他オンブズパーソンが必要と認める方法等により行うものとする。

2 条例第17条第2項及び第3項に規定する報告は、子どもの人権案件に係る是正等の措置等についての報告書(様式第6号の2)の提出その他オンブズパーソンが必要と認める方法等により行うものとする。

(勧告、意見表明等の公表)

第20条 条例第18条に規定する公表は、オンブズパーソン会議において全会一致で認めた方法等により行うものとする。

(事務局及び調査相談専門員)

第21条 条例第19条第1項に規定するオンブズパーソンの事務局は、市民生活部人権推進室人権推進課に置くものとする。

2 条例第19条第2項に規定する調査相談専門員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の嘱託員又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条の専門委員として市長が委嘱又は選任し、嘱託員の定数は4人以上6人以下とし、専門委員の定数は4人以上12人以下とする。

3 前項の調査相談専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(運営状況の報告及び公表)

第22条 条例第20条に規定する報告は、次に掲げる事項に関する年次報告書を作成し、これを市長に提出すること等により行うものとする。

(1) オンブズパーソンが受け付けた相談及び申立てに関する概要

(2) オンブズパーソンが実施した調査に関する概要

- (3) オンブズパーソンが行った勧告等、意見表明等、是正等の要望、結果通知に関する概要及び市の機関からの報告等に関する概要
  - (4) 前3号に係る本市の子どもの現状等についての所見及び提言
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、オンブズパーソン会議において全会一致で市長に報告し、公表することとされた事項
- 2 前項に規定する報告は、オンブズパーソンが市長に直接行うとともに、必要な場合は市長の承認のもとに、関係する報告事項を教育委員会その他の市の機関に通知することができる。
- 3 条例第20条に規定する公表は、市政情報コーナーでの公開、市広報への掲載、報道機関への発表その他のオンブズパーソン会議が必要と認める方法により行うものとする。

(必要な施策の推進)

第23条 条例第21条に規定する必要な施策の推進とは、次に掲げる事項に関して市の機関が相互の横断的な調整及び連携に努め、これを推進することをいう。

- (1) 条例の趣旨及びオンブズパーソン制度の活用等について、広く子ども及び市民に広報し、子ども及び市民のオンブズパーソンへの理解と協力を促進すること。
  - (2) オンブズパーソンへの子どものアクセスを具体的に保障する手段、方法等の積極的な開発に努め、これを広く本市の子どもに提供すること。
  - (3) 条例の趣旨及びオンブズパーソン制度の意義について、市の機関の職員の理解と認識を深めるため、すべての職員を対象とした研修等を推進すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の運営に関し代表オンブズパーソンが市の機関に求める必要な条件整備等に関すること。
- 2 市長は、必要な施策の具体的な推進を図るため、条例第8条の規定による市の機関の責務に照らして、次の措置を採ることができる。
- (1) 必要に応じてオンブズパーソンから意見を聴取すること。
  - (2) 前号の意見聴取に際して必要な連絡調整又は協議等を川西市人権施策推進委員会設置要綱(平成14年川西市訓令第5号)に規定する川西市人権施策推進委員会に行わせること。

(公印)

第24条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法 (センチメートル)	用途	個数	管守者
川西市子どもの人権オンブズパーソン印	方1.8	オンブズパーソン名をもつてする文書	1	市民生活部人権推進室人権推進課長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第20条までの規定は平成11年6月1日から、第21条第1項の規定は平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年7月30日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月28日規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成14年4月2日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月30日規則第25号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成20年11月28日規則第55号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式第1号の1(第9条関係)

口 頭 申 立 記 録 書		第 号
		年 月 日
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第10条第2項及び第3項の規定により、子どもの人権の擁護及び救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けた。		
(受け付けた者の自署)_____		
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等		
氏名 _____	年齢 _____	学校名等 _____
郵便番号 _____	住所等 _____	
電話番号 _____	保護者氏名 _____	その他 _____
(2) 申立ての理由となった事実の概要 だれの擁護及び救済を求める申立てか。		
_____		
いつ、どこで、起こったことか。		
_____		
* どのような問題なのかを右の(7)に記述		
(3) 擁護・救済を必要とする子どもと申立人との関係		
_____		
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし・あり(その制度名を下に記入)]		
_____		
(5) 添付資料の有無 [なし・あり( 枚)]		
(6) 通知方法に関する希望 [所定の通知書・その他 (希望内容は右備考欄に記入)]		

(右面)

(7) 申立ての理由となった問題についての説明等

備考

<p>子どもの人権の擁護及び救済を求める申立書</p> <p>年 月 日</p>	
<p>(あて先) 川西市子どもの人権オンブズパーソン</p> <p style="text-align: right;">(申立人) 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 等 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定により、下記のとおり子どもの人権の擁護及び救済を申し立てます。</p>	
<p>(1) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>だれの擁護及び救済を申立てますか。</p> <p>_____</p> <p>いつ、どこで、起こったことですか。</p> <p>_____</p> <p>* どのような問題なのかを右の(6)で説明してください。</p>	
<p>(2) 擁護・救済を必要とする子どもと申立人との関係</p> <p>_____</p>	
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無      [ なし・あり(その制度名を下に記入してください) ]</p> <p>_____</p>	
<p>(4) 添付資料の有無      [ なし・あり(      枚) ]</p>	
<p>(5) 通知方法に関する希望      [ 所定の通知書・その他(希望内容を下の備考欄に記入してください) ]</p>	
<p>備 考</p>	

(右面)

(6) 申立ての理由となった問題についての説明等

様式第2号(第9条関係)

<p>子どもの人権の擁護及び救済 を求める申立ての代理人届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川西市子どもの人権オンブズパーソン</p> <p style="text-align: right;">(申立人自署) 氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 等 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第10条第4項の規定により、下記の者を、私の代理人として届け出ます。</p>	
代理人氏名等	<p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">職 業 等 _____</p> <p style="text-align: right;">郵便番号 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 等 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p>
申立人との関係	
代理人を立てる理由等	



様式第 3 号(第 14 条関係)

(1) 川西市子どもの人権オンブズパーソン

(表)

5.5cm	<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">横</td><td style="padding: 5px;">2.3cm</td></tr><tr><td style="padding: 5px;">縦</td><td style="padding: 5px;">2.5cm</td></tr></table>	横	2.3cm	縦	2.5cm	川西市子どもの人権オンブズパーソン 身分証明証 第 号
	横	2.3cm				
縦	2.5cm					
		氏 名 生年月日 年 月 日				
		川西市長 印				
9.0cm						

(裏)

<p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソンを設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。</p> <p>(オンブズパーソンの設置)</p> <p>第 4 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。</p>
--

(2) 川西市子どもの人権調査相談専門員

(表)

5.5cm	<table border="1"><tr><td>横</td><td>2.3cm</td></tr><tr><td>縦</td><td>2.5cm</td></tr></table>	横	2.3cm	縦	2.5cm	川西市子どもの人権調査相談専門員 身分証明証 第 号
	横	2.3cm				
縦	2.5cm					
		氏 名 生年月日 年 月 日				
		上記の者は、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第 1 条及び第 19 条に 基づく川西市子どもの人権調査相談専門員であることを証する。 なお、本証の有効期限は 年 月 日までとする。 年 月 日				
		川西市長 印				
	9.0cm					

(裏)

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(抜粋)
(目的)
第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソンを設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。
(事務局等)
第 19 条 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

様式第 4 号(第 15 条関係)

<p>申 立 人 へ の 通 知 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>川西市子どもの人権オンブズパーソン 印</p>	
<p>年 月 日付けで申立てのありました事項について、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第 13 条の規定により、下記のとおり通知します。</p>	
通知事項	<p>調査を実施する旨の通知</p> <p>調査を実施しない旨の通知</p>
	<p>調査の中止又は打切りの通知</p> <p>調査の結果その他の処理に関する通知</p>
通知内容	
備考	

様式第 5 号(第 16 条関係)

<p>市の機関への通知書</p>	
	<p>年 月 日</p>
<p>様</p>	<p>川西市子どもの人権オンブズパーソン 印</p>
<p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第 14 条の規定により、下記のとおり通知します。</p>	
通知項目	<p>調査を実施する旨の通知</p> <p>調査の中止又は打切りの通知</p> <p>子どもの人権案件の処理等についての通知</p>
通知内容	
備考	

様式第 6 号の 1(第 19 条関係)

是正等の措置等についての報告を求める通知書

年 月 日

様

川西市子どもの人権オンブズパーソン 印

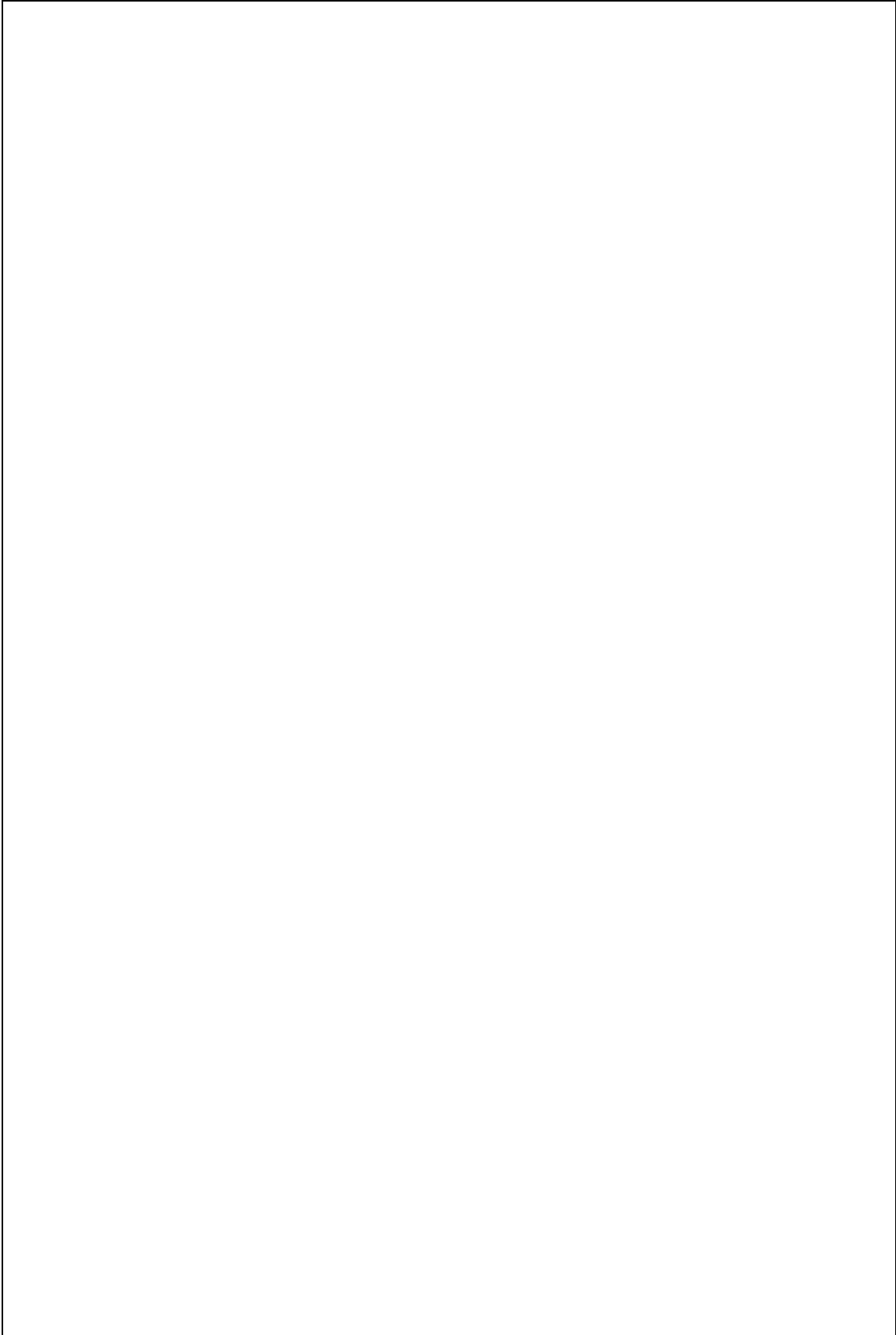
年 月 日付けで、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(第 15 条(第 1 項の規定による勧告等・第 2 項の規定による意見表明等)を行いました。つきましては、これに係る是正等の措置について、同条例第 17 条の規定により下記のとおり報告を求めます。

なお、同条例第 17 条第 2 項の規定により、この報告は 年 月 日までに行ってください。また、是正等の措置を講ずることのできない特別の理由があるときは、理由を付してその旨を報告してください。

報告を求める理由等	
報告を求める事項等 (報告に当たっては 右の各事項に関する 措置を報告してくだ さい)	
報告の方法等	
そ の 他	

<p>子どもの人権案件に係る是正 等の措置等についての報告書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>川西市子どもの人権オンブズパーソン 様</p>	
<p>機 関 名</p>	
<p>報告責任者</p>	
<p>印</p>	
<p>年 月 日付けで報告を求められていた事項等に関する是正等の措置等につ いて、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第 17 条第 2 項の規定により、下記のと おり報告します。</p>	
<p>報告を求められていた事項等</p>	
<p>添付資料等の有無 [なし・あり(別添 枚)]</p>	
<p>上記事項等に係る是正等の措置(既遂の措置及び今後の措置予定等)又は是正等の措置 を講ずることのできない特別の理由</p>	
<p>(右面記載可)</p>	

(右面)



# 札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の運営について

平成 24 年4月1日

札幌市子どもの権利救済委員  
市川 啓子  
吉川 正也

札幌市では、我が国が1994年に国際条約として批准した「児童の権利に関する条約」を本市において具体化するものとして、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下、「条例」という)」を制定し、条例に規定する子どもの権利救済委員制度として、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」を設置しました。

この機関は、条例に基づき、いじめなどの権利侵害に悩む子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員自らの発意に基づく「調査」「調整」「勧告・意見表明」「是正要請」を行う権限を持ちます。

これらの権限に法的拘束力はありませんが、専門的見地に立ち、行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行います。

この機関は、以下の方針に基づき、運営します。

## 1 基本姿勢

- (1) 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- (2) 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- (3) 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

## 2 相談・救済の申立てにおける基本的対応

相談は、子どもの権利侵害だけでなく、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けるものとします。

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とします。解決のために必要があるときには調査や調整を行いますが、相手を諫めたり白黒をつけるために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的として行います。

## 3 運営マニュアル

別紙のとおり



札幌市子どもの権利救済委員等の勤務日並びに救済委員に対する  
相談及び救済の申立ての受付日時に関する要綱

平成21年（2009年）3月30日

子ども未来局長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（平成20年条例第36号。以下「条例」という。）第33条第1項に規定する札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）及び条例第43条第1項に規定する子どもの権利調査員（以下「調査員」という。）の勤務日並びに救済委員に対する相談及び救済の申立てに関する受付日時に関し必要な事項を定めるものとする。

（救済委員及び調査員の勤務日）

第2条 救済委員及び調査員の勤務日は、原則として、週2日とし、勤務日の割振りについては、別に定めるものとする。

2 前項の勤務日の割振りは、原則として、前月末までに翌月の勤務日程を定めるものとする。ただし、業務の状況の必要に応じて、救済委員及び子どもの権利救済事務局長（以下「事務局長」という。）により調整のうえ、適宜、変更できるものとする。

（救済委員に対する相談及び救済の申立ての受付日時）

第3条 受付日時は、次のとおりとする。

(1) 月曜日～金曜日 午前10時から午後8時

(2) 土曜日 午前10時から午後3時

2 受付日時の除外日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事務局長が特に必要があると認めるときは、臨時に受付時間を変更し、又は休日を設定、若しくは変更することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

# 札幌市子どもの権利相談員取扱要綱

平成21年（2009年）3月27日

子ども未来局長決裁

## （目的）

第1条 この要綱は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」という。）第43条に規定する第2種非常勤職員である札幌市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）の身分取扱に関し、非常勤職員取扱要綱（平成10年2月25日魚住助役決裁）及び高齢非常勤職員取扱要綱（平成10年2月25日魚住助役決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## （職）

第2条 相談員の職は、採用容易職とする。

2 相談員の職は、高齢非常勤職員取扱要綱に基づく高齢非常勤職員を任用することができる。

## （職務）

第3条 相談員は、次に掲げる職務を担当する。

- (1) 条例第36条第1項に規定する相談対応に関すること。
- (2) 条例第36条第1項に規定する救済の申立ての受付に関すること。
- (3) 子どもの権利救済委員制度の説明に関すること。
- (4) その他救済委員の職務遂行上必要となること。

## （任用要件）

第4条 子どもの権利救済事務局長（以下「事務局長」という。）は、相談員の任用に当たっては、子どもに関する相談又は指導等の経験を有する者で、子どもの権利の保障の推進に関し、熱意を有すると認める者のうちから任用するものとする。

## （任用限度）

第5条 相談員の任用は、勤続期間が3年に達する年度の末日、又は65歳に達する日の属する年度の末日のいずれか先に到達する日を限度とする。

2 前項の勤続期間については、採用日が月の初日以外の日の場合にあっては、

月の初日に採用されたものとみなして計算する。

(勤務課所)

第6条 相談員の勤務課所は、札幌市子どもの権利救済事務局とする。

(勤務時間等)

第7条 相談員の勤務時間は、1週につき29時間とし、その割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。ただし、勤務区分は、1週間毎に交代するローテーション制とし、所属長が定める。

(勤務を要しない日)

第8条 相談員の勤務を要しない日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 毎週月曜日又は土曜日のうち所属長があらかじめ指定した1日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(勤務の割振りの変更)

第9条 所属長は、業務の都合により、前2条に定めた勤務の割振りにより難しい事情が生じた場合は、これを変更することができる。

(報酬)

第10条 相談員の報酬は、月額報酬とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、相談員の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 別表

勤務区分	曜日	勤務時間	休憩時間
A	月曜日	10:00～16:45	12:15～13:00
	火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	10:00～16:30	
B	月曜日	13:15～20:00	15:45～16:30
	火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	11:00～17:30	13:00～13:45
C	火曜日、水曜日及び木曜日	13:00～20:00	15:45～16:30
	金曜日	13:15～20:00	
	土曜日	10:00～15:00	12:15～13:00

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」  
に基づく平成 22 年度取組状況報告書

札幌市子どもの権利総合推進本部

<b>I</b>	<b>平成 22 年度の取組状況について（総括）</b>	1
<b>II</b>	<b>主な取組状況</b>	2
<b>1</b>	<b>広報普及活動</b>	2
(1)	パンフレット、ポスター	2
(2)	ニュースレター	2
(3)	普及啓発事業	3
(4)	出前講座等	3
(5)	その他	3
<b>2</b>	<b>学校教育における理解促進に向けた取組</b>	3
(1)	教員研修の実施	3
(2)	公開授業の実施	4
(3)	研究協議会による研究の実施	6
(4)	広報活動	6
<b>3</b>	<b>子どもの参加等の取組の推進</b>	7
(1)	子どもの権利に関する施策実施状況の調査	7
(2)	子どもの参加の充実と支援	8
(3)	子どもの意見を反映した施設づくり(児童会館・ミニ児童会館子ども運営委員会)	9
<b>4</b>	<b>権利の保障の仕組みづくり</b>	9
(1)	子どもの権利委員会の運営	9
(2)	子どもの権利に関する推進計画の策定	10
<b>5</b>	<b>子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況</b>	12
<b>III</b>	<b>今後の取組の方向性について（「子どもの権利に関する推進計画」に基づく主な取組）</b>	13
<b>1</b>	<b>基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」</b>	13
<b>2</b>	<b>基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」</b>	13
<b>3</b>	<b>基本目標 3「子どもの権利の侵害からの救済」</b>	14
<b>4</b>	<b>基本目標 4「子どもの権利を大切にす意識の向上」</b>	14

別紙 平成 22 年度 子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

## I 平成 22 年度の取組状況について（総括）

平成 21 年 4 月に施行した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「権利条例」という。）」に基づく、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組としては、条例の周知をはじめ、「さっぽろ子どもの権利の日」関連事業等の普及啓発、さらには、庁内や地域における子どもの参加等、権利の理念に基づく実践活動の普及を進めてきた。特に、子どもに対する理解促進については、教育委員会と連携しながら広報普及活動を実施したほか、教育委員会においても、学校の教育課程に子どもの権利の理念を生かすため、教職員に対する研修、教材の研究開発、普及等に積極的に取り組んできた。

権利条例の施行と同時に開設した「子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」の平成 22 年度の相談件数は、実数 1,171 件（前年度比 8.4%減）、延べ 3,788 件（前年度比 6.1%増）、公的第三者として関係者への調整活動を実施した件数が実数で 42 件、さらに申立てに至った件数は 1 件という実績であった。相談の実数がやや減少した中で延べ数が増えたことは、一つの相談に丁寧に対応したことの表れとも考えられ、また、調整活動についても、相談段階から積極的に関わることで、深刻な事態に至る前に問題の改善が図られる事例が見受けられることから、救済機関としての一定の役割を果たしているものとする。また、学校教育においても、教育委員会における各学校に対する日常的な指導や状況の把握の中で、権利条例を直接の原因とした権利の濫用等は見受けられず、子どもの権利に関するモデル授業などの取組を着実に進めているところである。

このような中で、札幌市が実施している「事業の効果に関する市民意識調査」において、「札幌市の子育て環境で子どもの権利を尊重する体制が整っているか」との問いに対し、『思う（「そう思う 6.5%」と「まあそう思う 37.4%」の合計）』と回答した割合が、昨年度の 41.0%を上回る 43.9%となっており、子どもの権利の理念が市民に対し浸透してきていることがうかがえる結果となっている。

また、平成 22 年 12 月には、権利条例に基づく附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」からの答申を受けて作成した「札幌市子どもの権利に関する推進計画（以下「計画」という。）」の素案を公表し、市民からの意見に基づく修正を経て、平成 23 年 3 月に計画を策定したところである。

計画では、基本理念に「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を掲げ、行政はもちろん、家庭や地域が一体となり、社会全体で子どもを育てていくことを、子どもの参加や居場所づくりなどの視点から具体的に示している。

今後は、権利条例の理念の実現に向け、この計画に掲げる取組を着実に実行するとともに、適切な評価・検証を行っていくことが必要である。

## II 主な取組状況

### 1 広報普及活動

#### (1) パンフレット、ポスター

条例パンフレット及び救済機関リーフレット等を各学校、関係施設や地域関係者等に配布し、広報等を行った。

区分	種類	配布時期	配布部数	主な配布先、その他
条例	パンフレット (小学生向け)	4月	21,000部	小学校を通じ、新小学4年生全員に配布 ◎作成過程で学校教員、子どもの意見を反映
	パンフレット (中学生向け)	4月	18,000部	中学校を通じ、新中学1年生全員に配布 ◎作成過程で学校教員、子どもの意見を反映
	パンフレット (一般、高校生向け)	4月	10,000部	幼稚園、高等学校、保育園、児童会館、児童養護施設、区役所、各学校PTA、青少年育成委員
	チラシ	4月	18,000枚	小学校児童の保護者、区役所、児童会館
子どもアシストセンター	リーフレット	4月	60,000部	小学校を通じ、新小学1・4年生全員に配布、中学校を通じ、新中学1年生全員に配布、ほか高等学校、児童会館等 ◎作成過程で子どもの意見を反映
	カード	4月 9月	167,000枚	小中学校児童生徒全員、高等学校、児童会館等
	ポスター	11月 1月	3,000枚	小中高等学校、地下鉄札幌市広報掲示板、児童会館
	チラシ	随時	6,700枚	出前講座、イベント時

#### (2) ニュースレター

子どもの権利の理念の浸透と実践を進めるため、「子ども通信」「子どもの権利ニュース」を発行し、学校、施設や地域関係者に配布した。また、「あしすと通信」は、子どもアシストセンターの運用状況のほか、スタッフのメッセージを織り交ぜるなどの工夫を行いながら、子どもアシストセンターの周知を図っている。

名称	配布時期	作成部数	主な配布先、その他
子ども通信 (主に子ども向け)	10月 3月	各5,000部	小学校(4年生以上各クラス)、中学校(各クラス)、児童会館、区役所 他 ◎中学生が自分たちの学校の取組を記事にするとともに、編集会議にも参加
子どもの権利ニュース (主に一般向け)	10月 3月	各6,400部	学校、各校PTA、民生委員児童委員、青少年育成委員、高等学校各クラス、区役所 他
あしすと通信 (主に保護者向け)	7月 12月	各163,000部	小中学校児童生徒の保護者、高等学校、児童会館 他



- (3) 普及啓発事業「さっぽろ子どもの権利の日関連事業『子どもの輝きフェスタ』」  
権利条例第 5 条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日」にちなんで、市民が広く参加  
できる事業を実施することにより、子どもの権利への関心を高め、理解促進の契機とする。

日時・場所	平成 22 年 11 月 20 日 (札幌エルプラザ内「札幌市男女共同参画センター」ホール ほか)
概要	講演(講師:㈱エアーダイブ代表取締役田中宏明氏)、子ども発表会(音楽、ダンス)、子どもの体験・参加活動報告、子どもの権利啓発表彰式・作品展
来場者数	延べ 260 人
その他	○ 各学校の協力のもと夏休み期間等に啓発作品を募集(199 点応募)し、寄せられた作品を会場に展示し、選考委員会の選考と平成 22 年度子ども議員の投票により最優秀・優秀賞に選ばれた 11 作品の表彰を行った。 ○ 冠事業を庁内公募し(17 事業)、連携して広報を実施した。

#### (4) 出前講座等

実施回数	106 回
説明先等	校長会、PTA、子育てサロン利用者及びボランティア、児童会館職員、民生委員児童委員協議会、青少年育成委員連絡協議会、児童クラブ利用の子ども 他 《中学生から寄せられた感想》 ・「自分にある権利は他の人にも同じようにあることが分かった」 ・「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長できるためには、子ども自身がひとり一人を認め合うことが大事」 など

#### (5) その他

上記(1)～(4)のほか、広報さっぽろ、テレビ、ラジオ広報番組、子ども向けイベントとタイアップした啓発事業(ユニセフ・ラブウォーク、友遊キッズランド、SORA 子育てフェスティバル)やパネル展、資料提供等による広報を実施した。

## 2 学校教育における理解促進に向けた取組

### (1) 教員研修の実施

学校において、子どもの権利の理念を生かした教育活動がより一層充実し、また、権利条例の趣旨等が子どもや保護者に正しく理解されていくためには、校長や教員が条例について十分に理解していることが求められることから、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、一般教諭(10 年経験者等)に対する研修を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」においても説明を行った。

また、各学校における研修で活用できる資料として、平成 21 年度に、条例の基本的な考え方や実践の展開例などを掲載した「子どもの権利に関する指導の手引」を作成し、全教員に配布した。さらに、平成 22 年度には、「子どもの権利に関する教育研究協議会(平成 21 年度)」において作成した「校内における教員研修用資料(原稿付きプレゼンテーション資料)」をすべての学校に配布した。この研修用資料は、条例の趣旨を踏まえ、学校における子どもへの具体的な関わり方等について示しており、今後、「子どもの権利に関する指導の手引」と合わせ、各学校における研修で活用されるように啓発していく。

### ① 新任管理職研修

実施日時/対象	平成 22 年 4 月 21 日 (木) … 新任管理職(校長 61 名・副校長 2 名参加)
内 容	(講義)「子どもの権利を大切にした教育の推進」 ・ 講師: 教) 指導担当課長
	新たに昇任した校長・副校長に対して、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるために、条例の趣旨を踏まえた教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

### ② 10 年経験者研修

実施日時/対象	平成 22 年 8 月 12 日 (木) … 市立学校 10 年経験者研修受講者(小中高特養対象 66 名参加)
内 容	(講義)「子どもの権利に関する指導の在り方」 ・ 講師: 教) 指導担当係長
	校内外でこれから中心的な役割を担っていく 10 年経験者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

### ③ 札幌市小中学校教育課程研究協議会

実施日時/対象	平成 22 年 12 月 6 日 (月) … 市内中学校校長、教員 (183 名参加) 平成 22 年 12 月 8 日 (水) … 市内小学校校長、教員 (371 名参加) ※すべての市立小中学校から 1 名以上の一般教諭が参加
内 容	(説明)「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 ・ 講師: 教) 指導担当課長

## (2) 公開授業の実施

子どもの権利の理念を生かした社会科の授業を、小学校 1 校、中学校 1 校で公開した。

小学校の授業では、札幌市子ども議会の意義を考える活動を通して、条例の中で示された子どもの権利のうち、「参加する権利」について扱った。子どもたちは、子ども議会による提案内容から、議会の存在意義を実感するとともに、子どもが市政に参加・参画することの大切さに気付くことができた。

中学校の授業では、「子どもの権利条約」「子どもの権利条例」の学習を通して、子どもの権利を守ることで、よりよい社会の実現を目指していることに気付くことをねらいとした。子どもたちは子どもの権利条例に定められた願いについて検討し、すべての人の権利を尊重することが、社会全体の利益につながることを考えることができた。

また、ピア・サポート\*の授業では、頼むときや断るときに誤解が生じ、人間関係が崩れやすいという子どもの実態をもとに、相手の気持ちや立場を尊重しながら、体験的にコミュニケーションスキルを学ぶことで、不要なトラブルを回避し、よりよい人間関係を築くことができるようになることをねらいとした。実際の授業の中で子ども同士が役割を分担し、断り方について体験を通して学ぶことができた。さらに、授業の後、日本ピア・サポート学会顧問による講義を行い、ピア・サポートの基本的な考え方や理論について研修を深めた。

※ピア・サポート: 子ども同士(仲間=peer)が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

① 小学校社会科の授業公開

実施校	市立八軒西小学校
実施日時/授業	平成22年12月17日(金) 授業:6年社会「憲法とわたしたちの暮らし」
内容	札幌市子ども議会の提案内容の実現状況を考える活動を通して、「参加する権利」について、参加・参画することの大切さに気付く。
参加者	学校関係(10名)、市議会議員(1名)、一般市民(6名)、報道(1名)、子ども未来局(1名)、教育委員(3名)、教育委員会事務局(4名)

② 中学校社会科の授業公開

実施校	市立北野台中学校
実施日時/授業	平成22年12月15日(水) 授業:3年社会公民「世界の子どもの問題」
内容	「子どもの権利条例」に定められた願いについて考えを通して、すべての人の権利を尊重することが、社会全体の利益につながることに気付く。
参加者	学校関係(9名)、市議会議員(1名)、一般市民(4名)、報道(1名)、子ども未来局(1名)、教育委員(1名)、教育委員会事務局(5名)

③ ピア・サポートの授業公開及び講義

実施校	市立元町中学校
実施日時/授業	平成22年11月24日(水) 授業:1年「上手な断り方」、研修:日本ピアサポート学会顧問による講義
内容	相手の気持ちや立場を尊重しながら、体験的にコミュニケーションスキルを学ぶことで、不要なトラブルを回避し、よりよい人間関係を築くことができるようになる。
参加者	学校関係(35名)、一般市民(4名)、報道(1名)、子ども未来局(1名)、子どもの権利救済事務局(3名)、教育委員(1名)、教育委員会事務局(4名)

### (3) 研究協議会による研究の実施

各市立幼稚園・学校において、本条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、子どもの権利に関する教育研究協議会を設置した。

本研究協議会においては、教材の開発や指導方法の工夫等について、授業実践グループとピア・サポート実践グループに分かれ、実践的な調査研究を行うことを通して、子どもの権利の理念を生かした教育の普及・啓発を図ることとした。

研究主題	子どもの権利の理念を生かした教育に係る、教材や指導方法の工夫等に関する実践的研究
協議会の構成と研究内容	○統括…委員長：市立学校長、アドバイザー：子)子どもの権利推進担当係長、事務局：教)指導担当 「子どもの権利に関する教育研究協議会」を設置し、下記の内容について、グループごと研究を進める。 A 授業実践グループ 条例啓発パンフレット(子ども未来局作成)等を活用した、教科等の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行う。研究成果を教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図る。 … 小学校教諭2名、中学校教諭1名、教)指導担当 B ピア・サポート実践グループ ピア・サポートに関する研究を行うとともに、その研究を生かした実践的な研究会(公開授業と講義等)を行うことで、子ども同士が支え合うなど、よりよい学校づくりに主体的にかかわろうとする態度と技能を身に付けるための指導について普及啓発を図る。 … 養護教諭1名、子)子どもの権利推進担当係長、教)指導担当

### (4) 広報活動

市役所公式ホームページに開設している「子どもの権利に関する教育」のサイトにおいて、「指導の手引き」と公開授業の指導案、資料を掲載して教員、市民向け情報提供を行うとともに、子ども未来局所管のホームページとリンクを設定し、子どもの権利に関する教員、市民向け情報提供を子ども未来局と一体となって行えるようにした。

また、「子どもの権利に関する教育研究協議会(平成21年度)」において作成した「保護者向け啓発資料(原稿付きプレゼンテーション資料)」をすべての学校に配布した。この啓発資料は、条例の趣旨を踏まえ、家庭における子どもへの具体的な関わり方等について示しており、今後、この資料が各学校のPTA研修会等で活用されるように啓発していく。

### 3 子どもの参加等の取組の推進

#### (1) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

各局区が実施している事業における、子どもの参加や子どもにわかりやすい情報発信などの実践例などの取組状況について調査を実施した。その結果、情報発信 128 事例、参加等 308 事例、合わせて延べ 436 事例が寄せられた。

これらの取組を取りまとめ、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

##### ① 子どもに分かりやすい情報発信(128 事例)

調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページによる情報提供:71 事例</li> <li>○パンフレット等による情報提供:91 事例</li> <li>○その他の情報提供:36 事例</li> </ul> <p>※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。</p>
主な事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①区役所における子ども向けの情報スペース(区市民部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども向けパンフレット配架やパソコンの設置など、市政に関する子ども向けの情報スペースを区役所に設置。子どもの興味をひくよう、各区で独自の工夫</li> </ul> </li> <li>②子どもの権利に関する推進計画 子ども向け概要版(子ども未来局子ども育成部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラストを交え計画を分かりやすく説明した子ども向けの概要版資料を作成</li> </ul> </li> <li>③子ども向け大田広域市パンフレット(総務局国際部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹都市提携を結んだ大田広域市について、小学生向けのパンフレットを作成、市立小学校 207 校の小学 6 年生全員に配布</li> </ul> </li> </ul>

##### ② 子どもの参加(308 事例)

調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市政への参加:28 事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども向けアンケート、パブリックコメント、ワークショップ等の市政への意見反映</li> </ul> </li> <li>○行事等への参加事例等:297 事例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画や運営、準備等に関わったものなど</li> <li>・当日の発表者、行事参加者として参加したものなど</li> </ul> </li> </ul> <p>※複数に該当するものがあるため合計と一致しない。</p>
主な事例 (市政への参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもの権利に関する推進計画策定(子ども未来局子ども育成部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に際し、外国籍やフリースクール等に通う子どもと意見交換や障がいのある子どもを対象にアンケート調査を実施し、そこでの意見を計画に反映</li> </ul> </li> <li>②地域社会福祉計画改定に伴う市民意識調査(保健福祉局総務部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の改定に伴い実施した市民意識調査について、前回実施時は 16 歳以上であった対象年齢を 13 歳以上に引き下げて実施</li> </ul> </li> <li>③公園再整備におけるワークショップ(区土木部) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の再整備に当たり、子どもを含めた近隣住民とワークショップを実施</li> </ul> </li> </ul>

(2) 子どもの参加の充実と支援（平成 22 年度に新たに実施したもの）

① 子どもの権利推進アドバイザー

目的	市の職員を対象に、市政における子どもの参加をはじめ、施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるため、専門的な見地からの指導・助言等を受けることを目的として、市が委嘱した専門家から助言等を得るもの。
アドバイザー	・薄木宏一氏（札幌市子どもの権利救済委員・弁護士） ・渡邊知樹氏（札幌学院大学人文学部こども発達学科教授）
実績	9 回実施 ＜主な事例＞ ・子ども未来局が実施する事業の広報・普及に関する助言 ・各部局における子どもを対象とした事業への助言や講義 など

② 子どもサポーター養成講座

目的	主に子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする市民向けの講座。
内容	・第 1 回～第 4 回（10 月～11 月の期間に 2 日間の日程の講座を 4 回実施） NPO 関係者や子どもの活動に関わる関係団体の職員を講師として、子ども参加の事例や子どもとのコミュニケーションについての講義や子どもの参加活動を体験したり、子ども向け事業を企画する市民向けの演習を実施。 ・第 5 回（3 月に第 1 回から 4 回までの受講者を対象とした修了講座を開催） 市民活動に実際に携わっている有識者を講師に、講座では、地域で支援を必要とする子どもたちの実態などに関する講義のほか、子どもを支援する活動について、課題や方法をグループで話し合う演習を実施。
実績	延べ 66 名が受講

③ 子どもの参加の手引きの作成

対象	内容
職員向け	職員向け「市政における子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるためのガイドライン&手引き」を作成し、庁内に周知し、活用の働きかけを行った。
市民向け	地域での子ども参加を進める市民向け「子どもの参加ガイドライン」について、原案を作成した。

④ 市民自治チェックリストの改定（子どもに関するチェック項目の導入）

目的	市の業務において子どもの視点を確認するため。
内容	市民自治チェックリストの改定に併せ、子どもに配慮した情報提供及び子どもの参加に関するチェック項目を新たに導入した。

- (3) 子どもの意見を反映した施設づくり(児童会館・ミニ児童会館子ども運営委員会)  
 札幌市にあるすべての児童会館・ミニ児童会館では、「子ども運営委員会」を設置し、子どもたち自身が、利用に当たってのルールづくりや行事の企画運営などを行っている。  
 こうした取組や、地域との交流事業、他館との交流を通じ、子どもが自分たちの居場所やまちづくりについて実践する機会となっている。

趣旨 目的	子どもたちが、児童会館の運営等に参加し、自分たちの意見を反映できる仕組みを通じて主体的に関わることにより、子どもたちの児童会館への愛着を深めるとともに、地域活動への関心を育む。
委員会数	164 委員会 ※平成 22 年度末 児童会館 104 館、ミニ児童会館 60 館
活動内容	<p>【代表委員の構成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は小学生を中心として構成し、会館によって委員の人数は異なる。</li> <li>・会館によっては委員ではないが中・高校生がサポートしている委員会もある。</li> </ul> <p>【定期活動】</p> <p>各委員会で決定(週に 1 回、月に 1 回など)</p> <p>【主な活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育室の利用の時間割の設定</li> <li>・遊びのルールについての話し合い</li> <li>・行事などの企画と運営</li> <li>・利用者の子どもの意見に対する回答</li> </ul>
具体的な 取組事例 及び運営に おける課題	<p>【具体的事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会館利用上の課題となっている、ゲーム機器やカードゲーム等の持ち込み等について、多様な意見や希望がある中で、代表委員だけではなく来館児童へのアンケートの実施や意見を基に利用する子どもたちと一緒に考え、ルールづくりを行っている。</li> <li>・地域の福祉施設の利用者と日常的に交流を行っており、その際に、歌やダンスを披露するために、日ごろから練習に取り組み意欲的に活動している。</li> <li>・各区で取り組んでいる合同行事では、コーナーの企画や運営等に積極的に携わり、事業を盛り上げ、市民に児童会館を広く PR することに一役かっている。</li> </ul> <p>【運営に当たっての大人の関わり方についての課題】</p> <p>限られた知識や経験の子どもに対し、自由な発想と意見表明が行える場づくりや自分たちの思いや夢を形にしていくことの楽しさを実感できる環境を整え、意欲的に継続して参加していくことができるような関わり方を工夫していくこと。</p>

#### 4 権利の保障の仕組みづくり

##### (1) 子どもの権利委員会の運営

条例に基づく附属機関として平成 21 年 11 月に設置し、高校生 3 人を含む 14 人に委員を委嘱した。同委員会においては、子どもの権利に関する推進計画のあり方について諮問し、平成 22 年 10 月に答申を得た。

目 的	子どもの権利条例第 47 条に基づき、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的とする。
設置日	平成 21 年 11 月 30 日
委員数	14 人（公募委員:大人 3 人、高校生 3 人含む） ※就任時点
委員長	千葉 卓(北海学園大学法学部教授)
委員の分野	学識経験者、学校関係者(小・中校長会)、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者(民生委員児童委員)、公募委員 ※ 就任時点
審議経過	<p>&lt;平成 21 年度&gt;</p> <p>平成 21 年 11 月から平成 22 年 2 月までに合計 3 回の委員会を開催。主な議事として、子どもの権利に関する施策実施状況調査や子どもに関する実態意識調査について審議を行った。</p> <p>(諮問)子どもの権利に関する推進計画のあり方について(平成 21 年 11 月)</p> <p>&lt;平成 22 年度&gt;</p> <p>平成 22 年 4 月から平成 23 年 2 月までに合計 8 回の委員会と 1 回の意見交換会を開催。主な議事として、子どもの権利救済機関運営状況、条例に基づく平成 21 年度の取組状況や推進計画の内容について審議を行った。</p> <p>(答申)子どもの権利に関する推進計画のあり方について(平成 22 年 10 月)</p>

## (2) 子どもの権利に関する推進計画の策定

### ① 計画の概要

権利条例第 46 条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画。

計画期間は、平成 23 年度から平成 26 年度。

### ② 策定経過

平成 21 年 11 月に子どもの権利委員会に対して計画のあり方について諮問、平成 22 年 10 月に同委員会から札幌市長あてに答申書が手交。

同年 12 月に答申を踏まえた素案を公表し、市民から意見の募集を行ったところ、319 名(大人 47 人(団体 3 含む。)、子ども 272 人)、486 件(大人 117 件、子ども 369 件)の意見が寄せられ、それらを踏まえて平成 23 年 3 月に計画を策定、公表した。

答申や計画の素案策定に当たり、学校や施設を訪問し、子どもの権利や学校・地域での活動に関することなどについて、子どもと意見交換を行った。答申や素案策定以降も、その内容の報告や、それを踏まえた意見交換を実施。(計 10 回)

### ③ 基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

### ④ 基本目標

- ・基本目標 1 子どもの意見表明・参加の促進
- ・基本目標 2 子どもを受け止め、育む環境づくり
- ・基本目標 3 子どもの権利の侵害からの救済
- ・基本目標 4 子どもの権利を大切にする意識の向上



⑤ 子どもとの意見交換等

○ 北海道札幌平岸高等学校(学校運営等に参加する高校生)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自分の権利を主張できる機会は少なく、そのような場があるとよい。</li> <li>・学校祭などの企画運営を仲間と協力して行うこと、意見を主張できる場所があることなどが魅力。</li> </ul>	基本目標 1 基本施策 2 「子どもの参加の機会の充実と支援」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進める</li> <li>・「子ども企画委員会」の設置などによる市政における子どもの参加の促進</li> </ul>

○ 札幌市立北九条小学校(外国籍の児童を含む子ども)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・考えがあっても、周りから間違いを指摘・批判されたりするのはと心配して、意見を言いくいと感じることがある。</li> </ul>	基本目標 1 基本施策 1 「子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めていく</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人から「お前」と呼ばれる、親から兄弟姉妹と比較されると嫌な気分になる。</li> </ul>	基本目標 4 基本施策 2 「子どもの権利に関する学びの支援」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに直接関わる大人が、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう取組を進める</li> </ul>

○ フリースクールなど民間施設に通う子ども

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料が高いので毎日は通えない。市で負担してもらいたい。</li> <li>・情報を得るのが非常に難しいため、市で紹介してほしい。</li> </ul>	基本目標 2 基本施策 1 「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースクールなど民間施設との連携</li> <li>・フリースクールなど民間施設に対する支援のあり方の検討及び対策の推進</li> </ul>

○ 北海道朝鮮初中高級学校(外国籍の子ども)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍による差別を受けていると感じる。</li> <li>・自分たちのことを知ってもらいたいし、教えていくのも自分たちの役目だと思う。</li> </ul>	基本目標 3 基本施策 2 「権利侵害を起こさない環境づくり」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実</li> </ul>

○ 平成 21 年度札幌市子ども議会子ども議員

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットなどは内容に興味がないので、広報物を見る解決策は、アニメなどの DVD を作成し、親しみやすくしたり、小学生(低・高学年)、中学生、高校生で内容・伝え方を変える。</li> </ul>	基本目標 4 基本施策 1 「子どもの権利に関する広報普及」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの成長・発達段階や相手方に応じた広報・普及活動の工夫</li> </ul>

○ 障がいのある子どもへのアンケート調査(「子どもに関する実態・意識調査」を基に実施)

子どもの意見	計画における反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りの人からじろじろ見られて嫌な気持ちになった。</li> <li>・自分や自分の障がいのことについて周りの人があまり理解してくれない。</li> </ul>	基本目標 3 基本施策 2 「権利侵害を起こさない環境づくり」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実</li> </ul>

## 5 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

条例第 33 条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関として、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを、基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動を行っている。

相談件数等について大きな変動はないが、幅広く子どもや保護者の声に耳を傾けるとともに、問題解決に向け、相談の段階から公的第三者として積極的に関わる調整活動についても実績を積み重ねつつあり、救済機関としての一定の役割を果たしているものとする。

目 的	子どもの権利条例第 33 条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ることを目的とする。
設置日	平成 21 年 4 月 1 日
場 所	中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階
運営体制	[委員等] 救済委員 2 名（臨床心理士、弁護士）、調査員 3 名、相談員 7 名 [事務局] 4 名（うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長兼務）
相談時間帯	（月～金）午前 10 時から夜 8 時まで （土） 午前 10 時から午後 3 時まで
相談状況等 （※詳細別紙 のとおり）	[相談件数] （延べ件数）3,788 件（前年度より 6.1% 増） （実件数） 1,171 件（前年度より 8.4% 減） [相談時の調整活動] （件数等） 42 件（202 回） （調査・調整先）学校 21 件、児童相談所 11 件（うち、虐待通報 7 件）、 その他 10 件 [救済申立件数] 1 件
普及啓発 活動 ※「1. 広報普 及活動」の再掲	① リーフレット、カードの配布（小中学校児童生徒ほか） ② PRポスター（学校、地下鉄駅広報掲示板） ③ あしすと出前講座（大人対象）、あしすと子ども出前講座（子ども対象） ④ あしすと通信の発行（小中学校児童生徒の保護者、高等学校 ほか）
相談機関等 との 連携体制	子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図っていくためには、行政機関だけでなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となる。 相互のスムーズな連携協力が図られるよう、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（官民 17 機関が参加）」を開催している。

### Ⅲ 今後の取組の方向性について（「子どもの権利に関する推進計画」に基づく主な取組）

平成 22 年度に策定した推進計画に基づき、基本目標ごとに掲げる事業等を着実に実行し、子どもの権利の保障をより一層進める。

#### 1 基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」

区分	項目	内容等
新規	子ども運営委員会・子ども企画委員会	主に子どもが多く利用する施設における「子ども運営委員会」や市政における「子ども企画委員会」の設置等を進め、子どもの参加の推進を図る。（関係部局）
新規	プレーパーク事業	公園等を活用した、地域における子どもの自由な遊び場づくり活動である、プレーパーク事業を推進するなど、地域での多様な体験機会の充実を図る。（子ども未来局）
充実	市民向け子どもの参加の手引き	市民向けの手引きを作成し、地域関係者に配布、周知を図るほか、出前講座での配布など、活用を図る。（子ども未来局）
充実	子どもの権利推進アドバイザー	市職員の意識の啓発を進め、市政における子どもの参加をより一層進める（20 回程度実施予定）。（子ども未来局）
充実	子どもサポーター養成講座	平成 22 年度の講座修了者に協力をいただき、地域における子どもの参加の推進を図る（受講者数延べ 80 名程度を予定）。（子ども未来局）

#### 2 基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」

区分	項目	内容等
新規	フリースクールなど民間施設との連携	フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を検討し、子どもが安心して過ごすことができるよう、必要となる対策を進める。（子ども未来局・教育委員会）
新規	「児童相談体制強化プラン」に基づく取組	現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築する。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進める。（子ども未来局）
新規	プレーパーク事業（再掲）	公園等を活用した、地域における子どもの自由な遊び場づくり活動である、プレーパーク事業を推進するなど、地域での多様な体験機会の充実を図る。（子ども未来局）
充実	青少年健全育成の取組	青少年育成委員会事業等について、関係機関、団体との情報共有を通し、より一層の連携強化を図る。（子ども未来局）

### 3 基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」

区分	項目	内容等
新規	「児童相談体制強化プラン」に基づく取組(再掲)	現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築する。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進める。(子ども未来局)
新規	「(仮称)オレンジリボン協力員制度」	「(仮称)オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や地域団体に参加してもらい、児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期す。(子ども未来局)
充実	子どもアシストセンターの運営	子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、広報活動に取り組む。子どもが相談しやすい体制の維持や関係機関との円滑な連携強化を図る。(子ども未来局)
充実	いじめ対策関連事業	24 時間いじめ電話相談を少年相談室等において実施するとともに、相談内容について、学校や関係機関等との円滑な連携による迅速な解決を図る。(教育委員会)

### 4 基本目標4「子どもの権利を大切にす意識の向上」

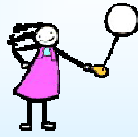
区分	項目	内容等
新規	子ども向け啓発資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児・小学校低学年向けに子どもの権利についての啓発資料を作成する。(子ども未来局)</li> <li>・パワーポイントを活用した視聴覚資料(5分程度の映像資料。子どもの活動を促す内容)などを作成・配布し、授業等での活用を図る。(教育委員会)</li> </ul>
新規	出前授業	市内の小・中学生を訪問し、子どもの権利について職員等が分かりやすい授業を行う「出前授業」を実施する。(子ども未来局)
充実	中学校教育課程編成の手引	昨年度作成した「小学校教育課程編成の手引」と同様に、本年度作成する「中学校教育課程編成の手引」においても、子どもの権利に関わる指導を各教科等の教育課程に位置付ける。(教育委員会)
充実	公開授業	学級での話し合い活動や児童会・生徒会による活動など、学校における子ども参加に関わる教材の開発や授業公開により条例の普及啓発を図る。(教育委員会)
充実	教員研修	子どもの権利を生かした指導の在り方についての研修(新任管理職、教員対象)を行うほか、研修会(ピア・サポートの事例検討等)を行い、子ども同士が互いに支え合う態度と技能について学ぶことができるようにする。(教育委員会)
充実	校内研修	平成 22 年度に全市立幼稚園・学校に配布した校内研修用資料(原稿付きプレゼンテーション資料)の活用を促し、校内研修の充実を図る。(教育委員会)

子どもの最善の利益を実現するために…



# 「子どもの権利」

## に関する指導について



教職員向け研修資料

●本日は、子どもの権利に関する指導について研修を行います。

●すでに御承知のとおり、1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、1990年に国際条約として発効しました。日本も1994年にこの条約を批准しました。また札幌市では、平成20年(2008年)11月に、子どもの権利条約の内容を踏まえた「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が制定され、平成21年(2009年)4月から施行されたところです。各学校では、この条例の趣旨を踏まえ、子どもの権利の趣旨を生かした教育の更なる充実を図っていくことが重要です。

## 研修内容

1. 「子どもの権利」とは
2. 大人・教師の役割
3. 「参加する権利」の考え方
4. 学校における取組

- はじめに、この研修の内容を確認します。
- 表示されているように、1.～4.(読む)の4つのパートで構成されています。

# 1 「子どもの権利」とは

●では1つ目の、札幌市の条例や子どもの権利条約で示された「子どもの権利」とは何かについて説明します。

## 「子どもの権利」とは

「子どもの**最善の利益**を実現するための権利条例」

- ・子ども自身の基本的人権
- ・社会性を身につけ、自立した大人へと成長・発達する権利

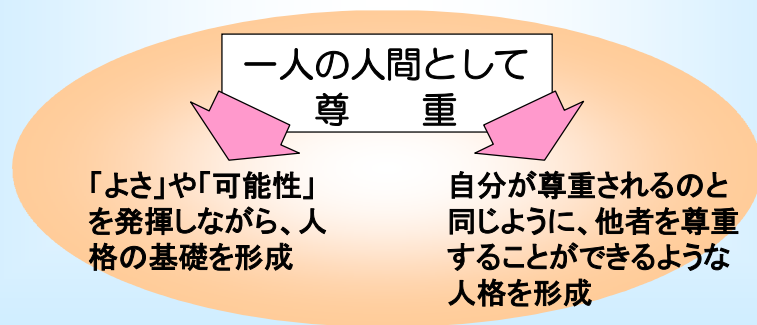
- まず、「子どもの権利」とは何か、についてです。
- 条例の正式名称を見てみると、「子どもの最善の利益を実現するための権利」となっています。つまり、札幌市の条例における「子どもの権利」とは、子どもには最善の利益を実現する権利がある、ということです。
- では「子どもの最善の利益」とは何でしょうか。これは、子どもの基本的人権が保障されていることはいうまでもありませんが、子どもが豊かな経験等を通して、社会性を身につけるなど、自立した大人へと成長・発達する権利についても保障されていることを意味しています。



## 「子どもの権利」とは

「子どもの**最善の利益**を実現するための権利条例」

- ・ 子ども自身の基本的人権
- ・ 社会性を身につけ、自立した大人へと成長・発達する権利



● または、「社会に出て生きていくために十分な力をまだ身につけていない、弱い立場にある子ども」には、一人の人間として尊重される中で、よさや可能性を発揮したり、自分が尊重されるのと同じように他者を尊重することができるような人格を形成していく権利がある、ととらえることもできます。

● そして、大人には、その子どもが立派な人格を身につけるための手助けをする「責務」がある、ということです。

## 条例で規定している「子どもの権利」

4つの権利

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利



●次に、子どもの権利条例で規定している、子どもの「4つの権利」について説明します。

## 条例で規定している「子どもの権利」

### 4つの権利

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

- ・命が守られ、平和と安全の下に暮らす。
- ・愛情をもってはぐくまれる。
- ・いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られる。
- ・あらゆる差別及び不当な不利益を受けない。
- ・自分を守るために必要な情報や知識を得る。
- ・気軽に相談し、適切な支援を受ける。

●まず1つ目は、「安心して生きる権利」です。

●これは、「子どもの命や安全が守られる」ということですが、子どもが、大人から愛情をもってはぐくまれる環境において、いじめや虐待、体罰などから守られたり、差別や不当な不利益を受けたりしないことなどを意味しています。

## 条例で規定している「子どもの権利」

### 4つの権利

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

・かけがえのない自分を大切に  
にする。

・個性や他人との違いを認め  
られ、一人の人間として尊重  
される。

・自分が思ったこと、感じたこ  
とを自由に表現する。

・プライバシーが守られる。

●2つ目は、「自分らしく生きる権利」です。

●子どもは、自分らしく生きることができ、子どもの一人一人が個人として尊重され、自分が自分であることを大切にして生きていくという趣旨です。

## 条例で規定している「子どもの権利」

### 4つの権利

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

- ・学び、遊び、休息すること
- ・健康的な生活を送ること
- ・自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること
- ・夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること
- ・様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと
- ・札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと
- ・地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること

●3つ目は、「豊かに育つ権利」です。

●ここでは、「健康的な生活を送ること」や「夢に向かってチャレンジすること」などが謳われています。

## 条例で規定している「子どもの権利」

### 4つの権利

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

・家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

・適切な情報提供等の支援を受けること。

・仲間をつくり、集まること。

●4つ目は、「参加する権利」です。

●ここでは、子どもの権利の中でも特に大切な権利の一つである「意見表明権」などについて示されています。

●学級活動や児童会・生徒会活動などにおいて、自分の意見を述べたり、実際に体を動かして活動することを通して、子どもは社会に参画することの意義や方法などを学びます。そして、これらの活動の積み重ねが、社会の一員としてまちづくりに参加する意識を育てることにつながっていきます。

## 2 大人・教師の役割

- 次に、子どもの権利条約・条例における、大人や教師の役割について説明します。

## 大人・教師の重要な役割

- ・子どもの最善の利益を考慮すること

子どもの権利条約 第3条

- ・子どもが子どもの権利を正しく理解すること

札幌市子どもの最善の利益を実現するための  
権利条例 前文

●子どもの権利条約 第3条「子どもの最善の利益」というとらえと、札幌市の条例 前文「子どもが子どもの権利を理解すること」を踏まえ、大人、とりわけ学校においては教師がどのような役割を果たせばよいのか、について説明します。



## 大人の重要な役割

### (1) 子どもの「最善の利益」を考慮すること

子ども…身体的・精神的に発達途中

**大人による、適切な保護や支援が必要**

子ども一人一人を尊重し、子どもの可能性を信じながら、その声に耳を傾け…

子ども自身が、子どもにとって大切な権利を正しく理解

●1つ目の、子どもの「最善の利益」を考慮することですが、子どもを身体的・精神的に発達途中、つまり、弱い立場にあるととらえるわけですから、子どもには、大人による、発達段階を踏まえた適切な保護や支援が必要です。

## 大人の重要な役割

### (1) 子どもの「最善の利益」を考慮すること

子ども…身体的・精神的に発達途中

大人による、適切な保護や支援が必要

子ども一人一人を尊重し、子どもの可能性を信じながら、その声に耳を傾け…

「子どもの最善の利益」

子ども自身が、子どもにとって大切な権利を正しく理解

- 大人が子どもに適切な保護や支援を行う際、その支援の内容等がその子にとって「適切」かどうかは、「子どもの最善の利益」という観点で判断することになります。

## 大人の重要な役割

### (1) 子どもの「最善の利益」を考慮すること

子ども…身体的・精神的に発達途中

大人による、適切な保護や支援が必要

子どもの将来を見据え、総合的な見地から大人の責任において判断

子ども一人一人を尊重し、子どもの可能性を信じながら、その声に耳を傾け…

「子どもの最善の利益」

子どもの未来を考え、子どもが「自立」や「社会性」を身に付けることを大事にしているか

子ども自身が、子どもにとって大切な権利を正しく理解

●この「子どもの最善の利益」については、「子どもの未来を考え、子どもが『自立』し、『社会性』を身につけることを大切にしているか」という視点を大切にし、総合的な見地から、大人の責任において判断していくことが必要です。

●そうはいつでも、10人いれば、10通りの「最善の利益」があるのかも知れず、それぞれの意見の調整は簡単ではありません。しかしながら、大切なことは、調整は大変であっても、当該の子どもを中心に据え、大人たちが子どもの意見も尊重しながら、その子の将来のためにあるべき姿について話し合っていくことです。

## 大人の重要な役割

(2) 子どもが「子どもの権利」を正しく理解するよう支援すること

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

【条文前文から抜粋】

- 大人の重要な役割の2つ目としては、子ども自身が子どもの権利を正しく理解するよう支援することです。
- このことは、今ご覧になっている条例の「前文」と、(次へ)

## 大人の重要な役割

(2) 子どもが「子どもの権利」を正しく理解するよう支援すること

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

●条例の第6条に規定されています。

●子どもが学び育つ場所は、主に、家庭、学校その他の教育機関かと思いますが、子どもが子どもの権利を正しく理解するよう指導することが期待されているのは、何と言っても家庭と学校でしょうから、子どもたちが権利について正しく学べるよう、学校と保護者が連携・協力して、支援していくことが望まれています。

## 大人の役割

条例では...

- ・ 家庭における**保護者の役割**
- ・ 学校や施設における**職員の役割**
- ・ 地域における**市民の役割**
- ・ **札幌市の役割**

4つの役割が示されています。

○さて、条例において、大人の役割は、「家庭における保護者の役割」「学校や施設における職員の役割」「地域における市民の役割」「札幌市の役割」の4点に分類され示されています。

## 学校や施設における職員の役割

学校や児童会館、養護施設は、子どもが育ち学ぶ重要な場です。  
職員は、子どもの思いを受け止め、相談に応じたり、対話を積み重ねたりしながら、子どもの支援に努めます。

- 子どもや保護者、地域住民に開かれた施設をつくる。
- いじめの防止に努め相談しやすい工夫をする。
- 虐待や体罰をなくす。
- 行事、運営などについて子どもが意見を表明し、参加する機会をつくる。

○この中で、学校や施設における職員の役割として、最重要課題であるいじめの防止のほか、子どもが意見を表明し、行事や諸活動に積極的に参加する機会をつくることなどが示されています。

## 「4つの権利」と学校や教師の役割

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利



●ここで、学校や教師の役割について、子どもにとって大切な4つの権利それぞれに分けて説明します。



安心して生きる権利

## 学校や教師の役割

- 子どもの安全・安心のための環境を整える。
- いじめや虐待の早期発見、早期対応に努める。
- 子ども自身が自分の身を守ることができるよう、子どもに情報や知識を伝えていく。
- 子どもが気軽に相談できる雰囲気づくりと適切な支援を行う。

●まず、「安心して生きる権利」ですが、学校や教師には、子どもの安全・安心のための環境を整えるとともに、いじめや虐待の早期発見・早期対応に努めることが求められています。

●また、子ども自身が自分の身を守ることができるよう、子どもに情報や知識を伝えていくことも求められています。これは、交通安全や不審者のみならず、薬物などの害から身を守ったり、子どもの成長にとって有害な情報から身を守ることなども含まれます。

●さらには、子どもが気軽に相談できる雰囲気づくりと適切な支援を行うことも大切となります。

自分らしく生きる権利

## 学校や教師の役割

- 自己肯定感をもたせるような指導をする。
- 個性や他人との違いを受け止め、子どもの思いを表現する機会を保障しながら、社会の中で生きていけるよう、子どもを支援する。
- 子どものプライバシーを守る。

●次に、「自分らしく生きる権利」です。

●学校や教師には、子どもがかけがえのない自分を大切にできるよう、自己肯定感をもたせるような指導が求められています。

●また、子どもたちには、それぞれ個性があり、それぞれ様々な事情をかかえ、様々な環境の中で生きています。この個性や他人との違いなどを受け止め、また、子どもの思いを表現する機会を保障しながら、社会の中で生きていけるよう、子どもを支援していくことが大切です。

●さらには、子どものプライバシーを守ることも大切です。

豊かに育つ権利

## 学校や教師の役割

- 健康的な生活を送ることへの支援
- 子どもが、自分のことを自分で決めることへの支援
- 夢に向かって、何度もチャレンジすることへの支援や励まし
- 芸術や文化、スポーツ、自然や環境のことに触れたり、学んだりすることへの支援（体験的な学習など、指導の工夫・改善）

- 「豊かに育つ権利」について、学校や教師に求められていることは、
  - 健康的な生活を送ることへの支援
  - 自分のことを自分で決めることへの支援
  - 夢に向かって、何度もチャレンジすることへの支援や励まし
  - 芸術や文化、スポーツ、札幌の文化や雪国の暮らし、自然、環境のことに触れたり、学んだりすることへの支援など、となっています。

- 特に、4点目については、日々の授業や学校行事等における、体験的な学習などの指導の工夫が求められていますし、また、「札幌らしい特色ある学校教育」の「雪」「環境」「読書」の取組を推進するなどして、学校における子どもの豊かな育ちを支援していくことが重要です。

参加する権利

## 学校や教師の役割

- 学校行事などの場面において、子どもが意見を表明できる機会をつくる。
- 子どもの意見が認められない場合に、その理由を丁寧に説明し、理解を得る。

●最後に「参加する権利」ですが、学校や教師には、学校行事などの場面において、子どもが意見を表明できる機会をつくることが大切です。

●また、子どもの意見は尊重しなければならないのですが、子どもの最善の利益の観点から、子どもが主張する意見のすべてが認められるものであるとは限らず、受け入れられないことも考えられます。

そのような場合には、意見が受け入れられない理由を子どもに丁寧に説明し、理解を得る必要があります。

### 3 「参加する権利」の 考え方

●それではここで、子どもの権利条約や札幌市の条例に示された「参加する権利」について、もう少し具体的に考えていきたいと思います。

子どもの権利条約・条例は、社会ではまだ未熟な存在として保障されていなかった権利を認めたものである。



大人が一方的に決めるのは……

**権利侵害**につながることもある



子どもの意見を聞く機会を保障することは不可欠

- 「子どもの権利条約」は、社会ではまだ未熟な存在として保障されなかった子どもの「権利」を認めたものです。札幌市の条例においても、理念は同じです。
- 何が子どもにとって最善の利益になるのかを決める場合、大人がそれを一方的に決めてしまうことは、「子どもの権利の侵害」になってしまうこともあるので、子どもの意見を聞く機会を保障することはとても重要なことです。

様々な理由から、なかなか認められないケースもあるのでは？

- ・「わがまま助長論」
- ・「社会混乱論」 ...

●しかしながら、「子どものわがままを助長させてしまう」とか、「集団を混乱させることになるのではないか」など、様々な理由から、子どもの権利がなかなか認められないというケースもあるのではないのでしょうか。

わがままととらえるか？

正当な意見ととらえるか？

●そこで重要なのは、子どもの意見表明権をどうとらえるかということです。

●「わがままな要求」であるのか「正当な意見である」のかの判断ですが、単純に答えを断定することは難しいので、そこを見極めていくために、教師個人として、また、学校全体として、日々研修し見極める眼力を高めていく必要があります。



わがままととらえるか？

正当な意見ととらえるか？

子どもの発達段階を踏まえ...

まずは子どもの  
意見に耳  
を傾ける

子どもの意見の実現に向けた  
適切なアドバイス

意見が受け入れられない理由を  
丁寧に説明→理解や納得

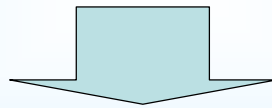
子どもの  
成長

●子どもの発達段階を踏まえつつ、まずは、子どもの意見に耳を傾け、その意見が、その子の将来を見据えた「子どもの最善の利益」につながると思われるときは、様々な経験を積んだ大人として、子どもの意見の実現に向けた適切なアドバイスをしていくことが大切です。また、子どもの意見が子どもの最善の利益につながらないと思われるときは、その理由を丁寧に説明し、子どもの理解や納得を得ていくことが、その子どもの成長にとってとても大切なことです。

子どもの権利条約・条例を学校に根付  
かせるにはまだまだ課題がある。

子どもとの対話の  
時間が取れない

子どものわがままを  
助長してしまうかも



教師や保護者・地域のより一層の協力  
体制が必要

●とはいえ、大変忙しい学校現場においては、子どもとじっくり対話する時間がなく、指示・命令が多くなってしまいうこともあるでしょうし、子どものわがままを助長させてしまうのではないかという心配を拭いきれないなど、まだまだ課題はあるといえます。

●それでも、子どもとの対話を大切にしていくことが、子どもとの信頼関係が生まれることにつながり、結果として「近道」となることも少なくないと考えられます。

●これらの課題を解決していくためには、例えば、子どもとの対話の時間を確保するために、教師がお互いカバーし合うことや、子どものわがままを助長させないために、教師と保護者や地域がより一層共通理解を図っていくなど、大人同士の一層の協力が必要なのではないでしょうか。

## 4 学校における取組

- 最後に、内容の4番目 学校における取組と実践例についてです。

## 学校における取組

「子どもの最善の利益」を実現するために

「子どもの最善の利益」という観点  
からの、適切な指導・助言

子どもや保護者への  
啓発(情報発信)

・子どもの意見表明の場の設定  
・子どもの主体的な活動の場の保障

- 「子どもの最善の利益」を実現するために、学校として取り組むことは、
    - ・学校教育の様々な場面における、「子どもの最善の利益」という観点からの、適切な指導・助言をすること。
    - ・子どもや保護者への啓発や情報発信をすること。
    - ・子どもの意見表明の場や機会を設けたり、子どもの主体的な活動の場を保障したりすること。
- です。

## 実践に当たって

### 人間尊重の教育 (人権教育の推進)



- 子どもが**自分の権利を正しく学ぶこと**。
- 自分が尊重されるのと同じように、**他者を尊重する態度を身につけること**。
- 自分にかかわる問題を自らの手で解決するなどの経験を通し、**自ら考え、責任をもって行動することができるような実践的態度を育成すること**。

- 子どもの権利については、人権教育の一環ととらえ、
  - ・子どもが自分の権利を正しく学ぶこと
  - ・他者を尊重する態度を身につけること
  - ・自分にかかわる問題を自らの手で解決するなどの経験を通し、自ら考え、責任をもって行動することができるような実践的態度を育成することなどについて、様々な場面を通して、指導を行っていくことが大切です。

## 実践に当たって

### 子どもの権利に関連する内容例

「子どもの権利に関する指導の手引」や「教育課程編成の手引」を参考に！

○学級活動等において、自分たちの意見を表明しながら、文化祭等の行事を企画・実施していくこと（意見表明権）

○他者と意見調整を図りながら、トラブル等を解決していくこと

#### 【幼稚園】

・遊びを通して  
自分たちで物  
事を決める

#### 【小中学校】

・各教科 ・道徳  
・総合的な学習の時間  
・児童会・生徒会活動  
・学級活動 等

#### 【高等学校】

・各教科  
・ホームルーム  
・生徒会活動 等



●実践に当たってのポイントとしては、真ん中の囲みのところの、学校行事等における意見表明権や他者との意見調整などになりますが、発達段階に応じ、教科や道徳、特別活動など、様々な場面において、子どもの権利に関する実践的な学習を進める必要があります。

●なお、実践に当たっては「子どもの権利に関する指導の手引」に掲載している実践例や「教育課程編成の手引」などを参考にいただければと思います。

(6) 具体的な年間の展開例（中学年～35時間）  
【学級活動（1）「学級や学校の生活づくり」】<>は共通事項の内容

月	4	5	6
議題名	係活動を始めるよ <イ> 【選】内容2-(3)	楽しい遠足の計画を考えよう 【選】内容2-(3)	
活動内容	◇今までの係活動を出し合い、どのような係があるよいか話し合う。 ・当番的な係（黒板係、電気係）や活動計画が立てられない係（お手伝い係）などは設定しない。 ・子どもの自主性を高めるために、事前に係の人数は設定しない。 ◇係ポスター、活動計画をつくる。 ・活動計画は実態に応じて、2週間～1か月程度がよい。 ※係活動は朝の活動、休み時間などを活用する。 <b>子ども</b> 参加する権利	◇どのような遠足にするか、学級会で話し合う。 ◇どのような遠足の計画を考える。 <計画委員会> ・提案者は教師、司会グループと議題を話し合う。 ・計画委員会後、議題を学級に知らせる。 <学級会>議題「楽しい遠足の計画を考えよう」 ・話し合いの柱1「どのような遠足にするか」 ・話し合いの柱2「遠足でどのような活動をするか」 <遠足・事後> ・遠足を終えたら、振り返りをする。 <b>子ども</b> 豊かに育つ権利	
期待する子どもの姿	(関) 楽しい学級生活のための活動を考えようとする。 (思) 楽しい活動にしていけるための活動計画を考える。 (知) 役割分担しながら活動する。	(関) みんなで決めた計画ができ、友達とかわわたりあうこととする。 (知) 学級会の基本的な流れを理解し、みんなの意見を合わせて集団決定をしていくとよいことが分かる。 <b>子ども</b> 他者の権利の尊重	

**※「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた指導**

特別活動の目標が十分達成されるよう取り組むことは、「社会性を身に付け、自立した大人へ成長・発達するためのもの」という子どもの権利の観点からも重要である。

このことを踏まえ、自主的、実践的な態度を育てることを目指した実践について、「子どもの権利に関する指導の手引-実践編-（平成21年6月発行）」の実践展開例などを参考にして充実を図ることが大切である。

ふわふわ言葉を短冊にして掲示し、教師からもコメントを書くことよ。

＜学級掲示例＞  
ふわふわ  
○○くんが  
○○さんが

子ども 安心して生きる権利【第8条(3)いじめ等から心や体が守られる。】  
子どもにとって大切な権利【第7条(2)他者の権利の尊重】

特活-17

●例えば、平成23年2月発行の「小学校教育課程編成の手引」の特別活動の章では、子どもの権利との関連について、このように示されています。

## 具体例Ⅰ 学校全体の取組として...

子どもが意見を出し合い、できるだけ子どもたちの力で問題解決を図れるように子どもたちを支援する授業や活動に取り組んでいる小学校があります。



○学校における取組例を紹介します。

○まずは、子どもが積極的に意見を出し合い、聞き合うことで、できるだけ子どもたちの力で問題を解決していくことを大切にしている小学校の実践例です。授業のみならず、休み時間の遊びや学校行事に至るまで、子どもがのびのびと意見を出し合うことを大切にしています。話し合い活動を繰り返し行うことで、子どもたちは問題解決のために必要な調整能力や、他者の気持ちに配慮した話し合いの仕方を身につけていきます。

○話し合いによる問題解決を図る授業や活動を進めるためには、先生方一人一人が、子どもたちを支援する方法について学んでいく必要があります。この写真は、子どもたちが自ら問題解決を図る授業のイメージづくりについての研修の様子です。



## 具体例Ⅱ 個々の授業に生かしながら...

ある中学校では、「道徳」の時間に、『親の決意と子どもの幸福』というテーマで、父母への敬愛の念、生命尊重、思いやりの心 などについて考えを深めました。



「自分が保護者の立場になった時、どんな気持ちで子育てをするのか」を生徒に想像させ、そこから子どもの最善の権利とは何かを考えました。

○次は中学校の道徳の時間における例です。この授業では、最初、中学生である自分がしてほしいことを保護者の姿に重ねている意見が多く見られました。しかし、授業の後半で「子どもの何を考えているのだろう」「子どもの幸せを考えるのは親だけだろうか」と教師から問いかけられ、子どもたちの考えが深まっていきました。

○他人の気持ちも考えさせたい、自分で判断できるようになりたい、自信をもつことが大切だ、目標をもって生活したいという意見の他に、親の言うことを素直に聞きたい、私のためを思ってきつく言ってくれるのだ、親が幸せなら子どもも幸せになる、というような相手の思いに言及する内容の意見が多くなったことが印象的でした。

○時間はかかりますが、日々の授業の積み重ねが「子どもを育てる」ことに大きな影響を与えていることがよく分かりました。

他の先生方とも交流を深め、子ども  
の権利の理念を生かした指導の  
一層の充実が図られることが望ま  
れます。

●終わりになりますが、他の先生方とも交流を深め、学校ぐるみ、さらには保護者や地域とも手を携えながら、子どもの権利の理念を生かした指導の一層の充実を図っていくことが望まれています。

*Fin*

札幌市教育委員会  
平成21年度子どもの権利に関する教育研究協議会

- 以上で、「子どもの権利に関する指導について」の説明を終わります。